

## 武力紛争下の性暴力—国際法の視点から

パトリシア・セラーズ

あたたかい歓迎のお言葉をありがとうございます。また、この機会をいただき光栄です。確かに10年ほど前に日本に来ました。今回が3回目です。でも、日本の学生のみなさんに会うのは初めてで、第一印象は、みなさんなんて若い、そして美しい！です。

私は日本に来たときには、ほとんどの場合、高齢の女性、すでに70代、80代という非常にご高齢の女性で、元従軍慰安婦と呼ばれる方が受けた性暴力についてお話ししてきました。ですからこうして、若いみなさんが、男性も女性も一堂に会した場で、戦時下の性暴力についてお話できるのは、たいへんうれしいかぎりです。

まず最初に、性暴力の歴史的な側面について——武力紛争（内紛や戦争）の時代に性暴力が、どのように禁止されていたか、あるいは禁止されてはいなかったのか——についてお話ししましょう。言うまでもなく戦争は、この地球上に二人以上、少なくとも二つのグループが互いに争いを始めたときから存在しています。そして、最初の争いが始まったときからつねに戦い方のルールがありました。正しい戦い方、不当な戦い方についての規則です。どんな石を投げても良いのか、その重さはどの程度までは許されるのか、どんな槍を使用できるのか、走っている敵に罠を仕掛けても良いのかなど、皆さんの子ども時代の遊びのルールのような細かなことでした。戦争はつねに規制され、争いにはつねにルールがあり続けてきたのです。

戦争が、たんなる部族対立や氏族間の争いをこえて大規模になるにつれ、双方が領土や土地所有権を主張するという地理的テリトリーをめぐる争いとなり、これとともに戦争のルールも進化しました。戦争中に行えること、やってはいけないことについての決まりが複雑になっていったの

です。

ここでみなさんに明言しておきたいのですが、戦争自体は違法ではないということはご承知ください。戦時下における戦い方や一定の行為が違法であるということです。その規定の範疇は非常に広く多岐にわたります。

ともあれ、戦争を違法とすべきか否かという問題は、どうでもいい議論ではありません。これは国際刑事法における一つの重要な研究分野です。現在も、侵略戦争と呼ばれる戦争が合法か違法かの研究がしきりになされています。しかし本日の講義では、戦争は合法であるという仮定のもとでお話します。ですから、その合法的であるべき戦争の違法な部分とはなにかを見ていきましょう。

少なくとも2000年前には、世界中のどこにいたとしても、戦時下でやってはいけないこととして、誰の目にも明らかなことの一つは、宗教施設つまり神殿などを侵害し、破壊してはならないということでした。そうしたもの一つとして、日本の武士の規範では、花の咲いている樹木からは実をとらずに、戦争中も果実を成長させるというものがあるとききました。

戦争のルール、法典、武人や戦士の規範、武力紛争のルールを見て、その根柢を理解すると、ある意味でこれらが非常に実用的であることがわかります。戦争は人を殺すことであり、戦士／兵士は殺し合えるが、非戦闘地域は、戦後の平和のために保存しておくべきだという原則です。したがって戦士は、食用植物や樹木が生育している土地を焼き払ってはいけない、大学や学者が学ぶ場所は攻撃しない、ということになっていました。この文脈で、戦士は女性と子どもを含む非戦闘員を攻撃してはならなかつたのです。

ではみなさんと12世紀に行ってみましょう。

現在中近東と呼ばれる場所です。ここには、イスラム教、イスラム諸国から生まれた一種の法典があり、女性、とくに信心深い女性に対して性的な暴力をふるうことを明確に禁止していました。当時世界中で紛争をしていたあらゆる人種、民族に同様の法律があったことがわかっています。物議をかもしそうな『普遍的』という言葉は使いたくありませんが、他者に対する性暴力、特に戦時下における女性への性暴力を許している法典／規範は皆無でした。

それでは、近代における戦時性暴力に関する二つの認識——一般的政策とも呼べるものについて、お話しします。

一つは、戦士／武士の名譽です。これは、日本のみなさんはよくご存知かと思いますが、程度の差はある、世界中の社会に存在しています。たいていの社会には階層があり、王族や皇族、政治家の階級があり、たいていはその下に戦士／武士が位置していました。この階級は男性だけ。戦う意志と準備があり、国の社会システムを守ることを人生の目的とする男性のみで構成されていました。だから戦士階級の男性が戦場に向かったのです。

戦士階級の一員となることは社会の上層に位置することであり、戦士階級内で重んじられていたのは厳しい文化的価値である「名譽」でした。規範や行動のすべては、名譽となる行為と不名誉な行為はなにかということ、そして名譽ある死と名譽ある戦い方はなにかということを基盤にしていました。

これは現代社会にも色濃く残っています。私は米国出身ですが、海兵隊は、ひとにぎりの選ばれた者のみが入隊できる、名譽ある職業だという言い方が好きです。いまだに戦士階級の痕跡を残しています。この心情は、平和維持の使命をもって出動する国連軍の将校に見ることができますね。私たちは、名譽の典型を、平和を守る国連兵士に重ね合わせています。

ですから、名譽というこの概念そのものによって、命令への服従が確保され、武力紛争のルール

を実践できるのです。当然、名譽ある戦士は性暴力には関わらないということになります。

ここまでとこども、ここからのお話も、私はヨーロッパ中心の西欧世界における人道法の観点からお話ししております。これは本日の講義の前提としてご承知ください。

戦時下のレイプを裁定した最初の国際法廷は、1492年に開かれました。1492年、ブルゴーニュ公の名のもとに軍を率いていたある軍団長が、ドイツの都市を攻撃しました。この都市の守備隊は実質的に敗北状態となり市内に撤退したので、ブルゴーニュ公軍が市を包囲し、武力紛争のルールで「掌握」と呼ばれる状態になりました。町の掌握とは、一つの軍團などが完全に包囲することができます。

この状態で、軍団長は兵士に市内に入り占領するように命令しました。兵士は市内に侵攻し、市民を殺戮、民家に押し入り略奪やレイプ（強姦）を行ったのです。この事件の後に開設された法廷は、騎士その他の忠誠を誓う階層の代表、神聖ローマ帝国の行政官等で構成されました。この法廷で、ブルゴーニュ公軍の行為は、武力紛争の法に定められた適切な手順を踏まなかったと告訴されたのです。兵士を市内に送り込む前に指揮官がしなくてはならなかったのは、白旗をもった人物を派遣することでした。みなさんも映画で見たことがあると思いますが、白旗を市に差し出して降伏をうながさなければならなかったのです。

しかし白旗をもった兵士を市内に送らず、また雪崩を打って市街に入った兵士たちがレイプや蛮行、殺戮に走ったため、法廷は、掌握のルールに従わなかった罪と殺害、暴行、レイプの罪で有罪判決を下しました。軍団長は判決の直後に死刑となりました。このエピソードには次のような小さな法律上の脚注を入れることができるでしょう。「軍団長は抗弁の陳述を行った。これは現在〈上官の責任〉論と呼ばれるものに相当する。軍団長は、ブルゴーニュ公が市内への侵攻を命令した、と抗弁したのである。しかしこの陳述は聞き

入れられなかった」。

この判例により、ヨーロッパが中世のまっただなかであった 1400 年代末には、レイプは武力紛争に関する一般的な法令下では違法であったことがわかります。今日、ヨーロッパで 1700 年代、1800 年代に結ばれた条約や協定を見ると、平和条約や戦争にかかわる条約にかぎらず、典型的な経済協定にも、宣戦布告の条件や手順が詳細に規定され、性暴力の禁止が謳われています。

つぎに、二つ目の事例を簡単に紹介しましょう。

革命によって独立を宣言した新しい国が、まず最初に必ずすることは、他国と経済協定や条約を結び、経済の成長をはかることです。アメリカ合衆国は、英国から独立直後の 1776 年頃、こうした条約を締結しました。

アメリカが締結した二つの経済協定は、友好条約=友情のための条約と呼ばれましたが、相手国はロシアとフランスでした。この友好条約には、戦争が勃発した際には、当該国の港に停泊中の条約締結相手国の船舶の本国への安全な帰国を保証する——相手国の船舶に対する攻撃を行わないこと——を規定する条項が含まれていました。また戦争の際には、相手国の学生、学者、農民を攻撃してはならない、女性と子どもも攻撃できないという規定もありました。ごくふつうの経済協定に、性暴力、とくに女性と子でもに対する攻撃に関する条項があったということです。こうした規定は、相互に友好的な経済や通商の条件とは間にか、という観念から導きだされています。

このような条項がなんの変哲もないふつうの経済協定に含まれた理由は、そのころにはすでに、こうした条項が、現在の国際法で「慣習法」と呼ばれるきまりになっていたからです。慣習法とは、すべての国が合意している法規範で、非常に一般的に行われ、誰もが知っている、当たり前でふつうの法律です。ですから慣習法が、平和や紛争、戦争にはまったく関係のないような条約にも含まれるようになったのです。

言うまでもなく国際刑法では、慣習は非常に重要な要素となります。国際法には、法律を制定する国際的な立法府も国際機関もありません。法律

は、二国間または多国間の条約や協定で、国家が同意したとき、あるいは国家の立法行為によって、さらには国家がこれは法律であると認める法解釈を明確にしたときに発生します。そしてこれこそが、つまり国家が法律と認めたものが慣習法です。

1500 年代の終わりには、二つの明確な理由で性暴力は違法と認められていました。第一に、性暴力は戦争とは無関係であるという理由です。戦争は兵士どうしの戦闘行為であり、性暴力のような行為は兵士の名誉を傷つけるというわけです。第二に、戦時性暴力は社会を分断し、社会を破壊します。これは、異なる社会間の友情や友好と正反対のものであり、開戦の理由にはなりえないという理由でした。

これは現代の私たちの観念からは大きくかけ離れています。現代社会では、性暴力は選択の問題ではなく、「私にはレイプされない権利がある」という人権として認められています。しかし、歴史的な背景を見ると、この時代の性暴力の禁止は人権とは無関係でした。

こうして軍はレイプしないという作戦をたて、このために戦時下のレイプは起らなくなりました。軍が、レイプを戦争遂行手段として使用しないことになったのです。レイプは民間領域つまり市民の範疇であり、軍が管轄する戦争の領域ではないからでした。同様に学者や神父を殺さない等が了解事項となりました。

1800 年代になると、もっとも有名な軍事法規が書かれます。リーバー法 Lieber Code です。リーバー法は戦闘員の規範で、アメリカ南北戦争のためにつくられた陸戦訓令でした。これを書いたのはドイツ系アメリカ人のリーバーです。リーバーが目指したのは、世界中の法規をチェックして、国際法に明記されている慣習法のなかから、新たにつくるアメリカの軍事法である陸戦訓令に入るべき最適の規範を探し出すということでした。ですからリーバー法を、1800 年代当時の観点から見ると、武力紛争の分野ではもっとも新しい最先端の法規範ばかりが盛り込まれています。こ

## 32 武力紛争下の性暴力

のリーバー法の 44 条と 47 条でレイプを明確に違法としています。この軍事法が非常に特殊なのは、リーバーがここで初めてレイプ（強かん）／RAPE という言葉を明文化したことです。ここで、軍事用語では、レイプ（強かん）とは、「不埒（理不尽な）行為」と定義されると記述しています。そして軍事用語で言う不埒な行為とは、軍の行動となんら関係のない行為をさします。

例えば、ある建物を焼き払おうとするとき、それが敵の都市にあったとしても、軍事的に防衛の役割を果たしていない建物であり、破壊しても軍事利益を得ることがなく、軍事作戦の目的の達成になんら寄与しないのであれば、この建物を焼き払うことはできません。そのような行為は理不尽な行為であり違法だからです。レイプもこれと同様に理不尽な行為だと見なされたのです。例えば、兵士がレイプしているところに軍の将校がやってきたとします。この将校は、その行為をすぐに止めるように命令でき、それでも兵士が止めない場合には、その場で兵士を射殺して処刑することができる。リーバー法ではレイプはこれほど厳しく規定されていました。

したがって遅くとも 1800 年代には、レイプは戦争犯罪であるという認識が、世界中で広範に共有されていたことになります。リーバーは、世界中で慣習法として認められていた規範をまとめたのですから。そして 20 世紀に入ると、戦時下の性暴力は、もっと厳密な観点から考察されるようになりました。

20 世紀初頭は性暴力と武力紛争にとって非常に重要な時代でした。人道法の観点からハーグ陸戦条約が締結されたからです。1907 年のハーグ平和会議を経て 4 回目の改定がなされたこの条約は、武力紛争、特に陸戦の法規慣例を規定しています。ハーグ陸戦条約は国際条約であり、リーバー法と違って、たんに一つの軍隊が、最善の軍事訓令をつくったという性格のものではありません。ハーグ陸戦条約は国際会議で制定した国際条約です。世界中の国々が一堂に会して、それまでは慣習として実施されていた規制、根無し草のように宙に

浮いていた法規範、武力紛争下で禁止されていた慣習を、法典として成文化したいと望み、成立させた条約です。

こうして生まれたハーグ陸戦条約の前文は、ぐだぐだとしたよけいな前置きを省き、とても簡潔に、きわめて本質的なポイントを明確にしています。なにを禁止したのでしょうか。戦争犯罪を禁止したのです。そして、言うまでもなくその戦争犯罪には、レイプ、性的暴力が含まれています。これはいちいち明記するまでもない自明のことです、詳細を規定する必要がありませんでした。

そして 1907 年のハーグ条約の付属書には、戦闘時ではなく、占領下、つまり敗北側の都市を占領しているときに軍がとるべき行動についての詳細が規定されています。付属書第 46 条では、占領下におかれたり人々への対応が規定されており、家族の名誉を尊重しなくてはならないと明記されています。この「家族の名誉」family honor とはヴィクトリア朝末期、世紀転換期の言葉で、レイプや性暴力を行わないという意味です。占領下では、とくに女性に対して性暴力やレイプを行ってはならないとしているのです。他にも多くの規制があります。例えば、税金を上げてはならない、歴史的建造物を破壊してはならない、労働を強制してはならないなど、占領中の行為が規定されています。ほとんどがどこでも当たり前のことと言ってもよいでしょう。

付属書にあるこれらの規定を総合し、ひとつの全体として見ると、これらの規定は軍隊の戦術として策定されていることが見えてきます。これらの規定には目的があるのです。これらの規定は、占領を成功させて、のちに併合することが目的であると理解できます。軍事目的として占領を成功させたいということです。戦争に勝利し、十分に戦果をあげなくては、敵国の土地と住民を占領することはできません。その背景には、征服者側の戦士の観点が色濃くありますが、この条項はこの面から理解しなくてはなりません。

占領にあたり、兵士の数は減少します。戦闘には、歩兵隊から、小隊、中隊、大隊とあらゆる兵力をあらゆる戦場に展開していますが、占領軍

はたいていの場合少人数です。ですから軍事的観点から見ると、軍隊の規模は縮小し、その兵士はつい最近まで敵であった市民にさらされることになります。占領軍は、戦争の勝利者でヒーローであったが、今では敗戦した市民のみなさんといっしょに復興をめざしますよ、ということを感じてもらわなくてはならない。そういう課題を背負っています。隊の人数は少ないので、市民にも個人として知られることになります。戦時中のような顔も名前もない軍隊ではなく、名前もあり司令本部も目の前にあるという状況下で活動しなくてはなりません。この状況では、軍の戦術として住民をレイプするのは好ましくありません。その兵士の部隊にも危険が及びます。性暴力を犯した兵士の部隊はすぐ知られるようになるでしょう。性暴力は平和工作を進めるのになんの役にも立ちません。占領下における性暴力の禁止条項は、とくに19世紀末から20世紀への世紀転換期には、軍隊の戦術の一部と認識されていました。このように、戦士や武士の名誉のためであれ、社会の維持や占領地の和平対策が目的であれ、性暴力禁止の条項は、戦争の目的と密接につながっていたのです。

人権という概念、民間人を個々の人間として見る個別化、そして個人の集合体としての社会という概念が、武力紛争下における性暴力禁止の条項に対して役割を果たし始めたのは、つい最近、1980年ごろと言っていいでしょう。「あの、フェミニストの連中は、ほんとうに癪に障る」という言い方を聞いたことがあるでしょう。「レイプは戦争犯罪だと主張するなんて大胆な奴らだ」とか。でも20世紀初頭までは、レイプとフェミニズムはなんの関係もなかったのです。それはただ、正しい戦争遂行のための軍事法規の問題だったのです。

20世紀初頭には、他にも二つの重大な出来事がありました。ひとつは第一次世界大戦です。日本は日英同盟を結んでおり、アメリカも含めた連合国の一員と呼ばれていました。これに敵対するドイツを中心とした国々が敗戦国となりました。戦後の講和条約となったヴェルサイユ条約の227条

で、国際刑事裁判所の設置が初めて明記されました。目的は、連合国側がドイツを裁くことでした。ご存知の方もいらっしゃるかもしれません、私自身国際刑事法の講義でつねに言うのですが、この裁判は本来めざしたこと達成できずに不発に終わりました。日米両国が、本質的なところで、国際法廷という手段に懐疑的だったということが一因でした。これはまた別の魅力的な研究課題ですが、本日はこれ以上触れません。

しかし、裁判の前に委員会が設置されました。現在の国際刑事裁判所では、各裁判に委員会（国際法委員会）が設置され裁判手続きが開始されます。委員会は、事実認定と証拠の検証を行い、該当する裁判で起訴すべき項目のリストを作成します。

さて、この時の委員会は、34項目の戦争犯罪リストを作成しました。その4番と5番が、レイプ（強姦）と、少女と女性を拉致して娼家で働かせたという罪でした。30あまりのリストの4番目と5番目ということです。まず明白なことからチェックしましょう。戦時下で女性をレイプしてはならない、女性と少女を拉致して娼婦として働かせてはならない、これは明らかですね。戦勝国のすべてはもちろん、敗戦国の多くもこれを戦争犯罪と認めました。しかしドイツの最高司令官、皇帝ヴィルヘルム2世はオランダに亡命し、オランダが引き渡しを拒否したため、皇帝が法廷に出頭することはなく、本人が関わった戦争犯罪行為についての裁判は行われることはありませんでした。あとに続く他の裁判で認定されただけです。このような事情で、第一次世界大戦の戦争犯罪に関して、レイプと女性と少女を拉致して娼家で働かせたことについての裁判の審議は存在しません。

1929年にも、性暴力に関する非常に重要なことが起こりました。戦争捕虜に関するジュネーヴ条約が成立したのです。これにより、名誉ある兵士とはにか、名誉ある兵士が捕虜となったとき、どのように扱われるべきかが初めて明確に規定されることになりました。この場合兵士とは、男性と女性の兵士を指します。第一次世界大戦から

多くの女性も参戦するようになりました。とくに多かったのは看護師でしたが、他にもジャーナリストなどさまざまな職業の女性たちが兵士と行動をともにしました。1929年にドイツが、「女性捕虜は、その性（女性であること）に対して扱うべきすべての考慮をもって待遇されるべきとする」という条項を、ジュネーヴ条約に入れるよう提案しました。これもヴィクトリア朝時代の英語表現ですが、女性の戦争捕虜をレイプしてはならないという意味です。この1929年のジュネーヴ条約の第3条では、女性の戦争捕虜に対する性暴力の禁止をさらに強化して男性の戦争捕虜に対する性暴力も明確に禁止しています。

ここで1929年までに成文化されていた内容を整理しましょう。

- ・ 兵士は、民間人をレイプしてはならない——慣習法で戦争犯罪。
- ・ 兵士は、占領下にある人々をレイプしてはならない——慣習法で戦争犯罪。
- ・ 兵士は、他の兵士または戦争捕虜をレイプしてはならない——国際条約で戦争犯罪。

よろしいでしょうか。性暴力の三大分類と言えるこれらが、国際条約や慣習法により、国際法違反となりました。

では次に、アジア太平洋戦争と第二次世界大戦のヨーロッパ戦について考えてみます。この戦争では、こうした性暴力規定がどのように適用されたのでしょうか。ニュルンベルク裁判の裁定内容を詳しく見る必要があります。みなさんは、ここまでのお話を聞いて、もうその読み方がおわかりだと思いますが、よく読み込むと、ニュルンベルク裁判がどのような法規を土台としたのかわかります。

ニュルンベルク裁判では、敗戦した同盟国を裁くための法的根拠としてさまざまな法律を参照しましたが、1907年のハーグ条約46条がひとつの中核となりました。家族の名譽、性暴力、占領下の人々に関する条項です。他には、1929年のジュネーヴ条約の第3条、戦争捕虜に対する性暴力の条項も法的根拠として採用されました。さらに

重要なことは、私たちが知るかぎり、すべての通例の戦争法規違反の基盤に性暴力が含まれているということです。

第二次世界大戦時の日本の戦争犯罪者を裁いた極東軍事裁判（東京裁判）の法的根拠は、通例の戦争法規違反でしたが、それらには当然レイプを含む性暴力の違法性が含まれていましたし、性暴力は違法とされるべきでした。加えて、東京裁判では、1907年のハーグ条約の法規制とその慣習法を参照しています。

したがってどちらの軍事裁判も、性暴力を戦争犯罪と裁定するのに十分すぎるほどの法的根拠があったことになります。では実際にそう裁定したのでしょうか。答えはイエスです。ニュルンベルク裁判の判決は、「レイプは性暴力である」という一文では表現していません。しかし、裁判の速記録を読み、裁判官らが精査した証拠を見れば、膨大な数の性暴力があったのは明らかです。フランス、ベルギー、オランダの西部戦線でも、ロシアにおける東部戦線でも、また他の多くの陣営や収容所でも、男性の戦争捕虜に対する性的虐待が行われていました。また、占領下にあった民間人女性への性的虐待も多くありました。とくにフランスのケレモンフェランの女性たちが犠牲になりました。ニュルンベルク裁判で裁判官らが精査した証拠には、前述の三つの分類にあたる性暴力が多く含まれていたのです。

東京裁判の判決を見ると、法的根拠のみならず事実を基盤としています。判決文の第8章には、日本軍が町に侵攻した際の性暴力と、その後の占領中に起こった性暴力の詳細が正確に述べられています〔南京事件について「占領の最初の1ヶ月間に、約二万件の強かん事件が市内に発生した」ことが認定されている——訳注〕。こうした事実は、ニュルンベルク裁判の判決文よりも、東京裁判の判決文に、より詳しく述べられています。また、どちらの裁判でも戦争を支えたそれぞれの奴隸制度が検証されました。太平洋戦線、ヨーロッパ戦線、どちらの戦争も奴隸制度の上に成り立っていたからです。奴隸制度は戦争時によく利用されますが、私たちはあまりこの問題を考慮しま

せん。東京裁判では慰安婦問題を取り上げませんでした。慰安婦制度は、戦争を支え、それを維持してきた奴隸制度であり、強制労働の一部として性暴力を使用したのです。この問題の認識が、東京裁判からは決定的に欠如していました。

第二次世界大戦、アジア太平洋戦争後の 1948 年から 1977 年までに成立した数多くの条約で戦争犯罪としての性暴力が再考され、ふたたび成文化されました。これについてはこまかくお話ししません。どれも国際裁判所と裁判官たちの熟慮の結果です。ただ、ジェノサイド条約（集団殺害罪の防止および処罰に関する条約）には、少し触れておきましょう。

この条約は、第二次世界大戦中のドイツの経験、つまり特定の人々を一定の方法で絶滅させようとした行為を基盤に、1948 年に成立しました。ドイツのナチス政権が、ユダヤ人の絶滅を図った方法の一つに、生殖機能を制限する方法がありました。男性にも女性にも強制的な不妊手術を試み、収容所では、女性の臍や男性のペニスなどの生殖器の人体実験を行いました。このような背景から、ジェノサイド条約で、ジェノサイド（集団殺害）を定義している第 2 条の (d) では、「集団内における出生を防止することを意図する措置を課すこと」と明記されています。国民的、人種的、民族的または宗教的集団を全部または一部破壊する方法として、出生を阻止する手段を取ることを意味します。これは、強制的な不妊や生殖器の実験など、一部のドイツ人とユダヤ人に対して行われた行為を直接反映する条項です。

ジェノサイドは、国際人道法でも武力紛争に関する国際法でもなく、国際刑事法に含まれます。しかし、ジェノサイドが起こるのは、武力紛争に際してあることが多いのです。このため、人道法で、かなり重要な位置を占める概念ともなっています。人道に対する罪として、東京裁判とニュルンベルク裁判の法廷憲章に成文化された犯罪は、国際刑事犯罪であり、国際的な武力紛争に関する法や人道法の一部ではありません。人道に対する罪は、ある行為をもって攻撃すること全体を意味し、軍による攻撃あるいは民間人に対する軍

事攻撃だけにとどまるものではありません。皆殺しによる攻撃、差別による攻撃、拷問や迫害による攻撃、そして性暴力による攻撃、これらの攻撃の組み合わせによる攻撃も含まれます。これが、人道に対する罪です。そして、第二次世界大戦後、人道に対する罪に関するその後の裁判で、レイプが含まれることになりました。こうした裁判は、ドイツ、中国をはじめ世界中で行われました。

ここまで多くのことが明らかになり、私たちの理解も前進したと思います。最後に、1994 年を見てみましょう。旧ユーゴスラヴィア国際刑事法廷 (ICTY) とルワンダ国際刑事裁判 (ICTR) の判例です。これらの裁判で裁かれたのは、戦争犯罪、人道に対する罪、ジェノサイドでした。では、こうした法廷のもとでは、性暴力はどのように起訴されたでしょうか。その答えは、非常に慎重かつ比喩的でした。言うまでもなく、レイプは、明確にレイプと表現されようが、拷問や非人間的行為と表現されようが、とにかく戦争犯罪に含まれます。性暴力を戦争犯罪に含む方法は数多くあり、これが禁止されているというのは周知の事実です。

レイプは、法的判例により、人道に対する罪に含むこともできます。また、性暴力を人間に對して性的な処罰を執行したという罪に問うこともできます。人間性に反する犯罪である拷問として扱うこととも、また、非人間的な行為であると立証することもできます。現在では性暴力は、人道に対する罪のひとつの重要な分野となっています。

ルワンダのジェノサイドは、非常に残念なことですが、ごく最近起ったジェノサイドのひとつです。このときに起こった性暴力は、出生の防止という規定ではなく、ジェノサイド条約におけるジェノサイドの定義に関する 2 番目の定義である「集団構成員に対して重大な肉体的又は精神的な危害を加えること」に照らした犯罪であると認められました。ツチ族の女性の多くがレイプされた後に殺害されたのです。これにより、対象となっている集団の構成員をレイプして殺すことが、ジェノサイドを遂行する手段となつたからです。

みなさんも、レイプを戦争犯罪とする判例を目にすることがあるでしょう。旧ユーゴスラビア国際刑事法廷では、レイプは明確な戦争犯罪とされました。元セルビア民兵クナラッチに下された判例があります。被告人は、女性を奴隸化、レイプ、拷問するという性暴力をふるいました。ルワンダのタバ市長アカイエスに対する裁判では、ジェノサイド中に起った性暴力を裁きました。近代の国際刑事法にはこのような判例が多くあります。国際刑事裁判所に関するローマ規程は、国際刑事裁判所の構成、管轄犯罪、手続きなど、本質的な規程をふたたび成文化したものにはなりません。つまり、旧ユーゴスラビアとルワンダに関する国際刑事法廷で慎重な審理を行った判例を元にしたものです。

今日の国際刑事法における性暴力の最先端は、少年兵に対する暴力をめぐるルバンガ裁判に見ることができます。子ども兵に対する性暴力の事例です。コンゴ内戦下における性的奴隸に関するンタガンダ事件も最新の動向です。またシエラレオネの事例では、子ども兵の問題と兵士のブッシュ・ワイフにされた少女の問題があり、これは強制的婚姻と性暴力の、二重の犯罪です。

最後にみなさんに必ず記憶しておいていただきたいことがあります。それは、武力紛争下における性暴力が合法であったことは、人類史上一度もなかった、つねに違法であったという事実です。ありがとうございました。

### \* \* \* 質疑応答 \* \* \*

Q: 国際戦争犯罪法における被告年齢に決まりはあるのですか。起訴できるとすれば、どのような基準や手続きがあるのでしょうか。

Q: 戦時下の性暴力が合法であったことはないとおっしゃいましたが、実際にはどのように軍にこれを守らせるができるのでしょうか。もっと名誉を強調し求めればよいのでしょうか。他に方法があるでしょうか。

A: まず、最初の質問にあった犯罪者の年齢についてお答えします。私たち自身が混乱してはならないのですが、ひとつは、兵士になれる法定年齢に関する規定についての問題です。15歳以上としている国も、14歳以上としている国もあります。ジュネーヴ条約では、基本的に15歳以上を認めています。国際子どもの権利条約では、18歳未満の児童は、兵士として徴兵されるべきではないとしています。最近加えられた議定書では、18歳未満の住民は徴兵されないことを国として確約することを、各国に求めています。ジュネーヴ条約は慣習法ですので、一般的に子どもとされる年齢の15歳未満説を採用しています。国際法でもこのように、15歳から18歳までの間の年齢はグレーゾーンといえます。

次に、子どもや子ども兵士の犯罪についてですが、戦争犯罪を犯す年齢に制限はありません。子どもでも、子ども兵士でも戦争犯罪を犯せます。シエラレオネの戦犯裁判では、こうしたことが起こりうるということを確認しています。それを起訴するかどうかは検察官次第ですが、検察の戦略的な決定として18歳未満の容疑者は起訴しないことになっています。しかしこれは、18歳未満を子どもと見なすか見なさないかという国際法上の問題に決定を下すことではありません。

同様のことが、国際裁判でも行われています。判例に基づいて、犯罪を犯したときの年齢が18歳未満の容疑者は起訴されません。これは戦略的な決定であり、各国が判例に基づいて実施していることです。

国連は、子ども兵士の人権という観点のキャンペーンを広く推進しています。子ども兵士を見ると、軍隊のなかでほぼ奴隸化されています。その隸属関係のなかで、性暴力のような犯罪行為を強制されます。少年兵に少女を与えるといったこともそのひとつです。ですから、子ども兵士の人権の観点からすると、犯罪を犯さないように処罰するというのではなく、彼らもまた人権侵害の被害者であると見なすことが必要であるということです。

次に第二の質問に対してもお答えします。本日は、

なにが禁止されているのか、違法なのかという話をたくさんいたしました。そのコインの裏側にあるのが、ではなにが実施されているのか、ということです。性暴力に関して、明確な定義と法的根拠が完璧に確立しているとしても、それに対する調査と起訴、賠償措置などが確実に実施されているとはかぎらないのです。そしてこれこそが私たちの課題でもあります。新しい法律を制定するという手段をとる以前に、法の実施を確実にしなくてはならないということなのです。

(パトリシア・セラーズ 女性国際戦犯法廷首席検事)